

海査第 117 号
昭和 59 年 9 月 6 日
(一部改正) 海査第 181 号
平成 11 年 5 月 31 日
(一部改正) 国海査第 400 号
平成 23 年 12 月 21 日

各地方運輸局長 }
神戸海運監理部長 } 殿
沖縄総合事務局長 }

海上技術安全局長

コンテナの保守点検の方法を承認する場合及びコンテナの保守点検計画等を承認する場合の取扱いについて

船舶安全法施行規則第 60 条の 4 第 4 項の規定に基づき、管海官庁がコンテナ所有者に対し、コンテナの保守点検の方法の承認及び当該方法の変更を承認する場合の取扱い並びに同条第 5 項の規定に基づき、管海官庁がコンテナ所有者に対し、コンテナの保守点検計画等を承認する場合の取扱いを下記のとおり定めるとともに、昭和 54 年 4 月 21 日付け船査第 302 号及び昭和 55 年 8 月 27 日付け船査第 510 号は廃止することとし、その旨通知するので、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、管内各運輸支局長又は各海運事務所長あて、この旨周知されたい。

記

第 1 (総則)

管海官庁は、コンテナの保守点検方法の承認及び当該方法の変更の承認並びにコンテナの保守点検計画等の承認及び当該計画等の変更の承認を行う場合には、第 2 に掲げる書類を提出させ、当該書類が第 3 に掲げる基準に合致しているか否かを審査し、当該基準に合致している場合は、第 4 に掲げる承認書を交付することとする。

ただし、管海官庁は、審査に際し、当該基準により難いと認める場合には、あらかじめ検査測度課長に伺い出ることとする。

第 2 (提出書類)

(1) 規則第 60 条の 4 第 4 項に基づくコンテナの保守点検方法の承認に係る提出書類は次のとおりとする。

- | | |
|--|-----|
| 1. コンテナ保守点検方法承認申請書(第 1 号様式) | 1 部 |
| 2. 次に掲げる事項を記載した書類 | 2 部 |
| ① 保守点検の実施要領 | |
| ② 点検基準(点検項目及び判定基準) | |
| ③ 保守点検記録、点検に必要なコンテナの構造、強度等に関する書類等の管理方法 | |
| ④ 保守点検の対象となる全てのコンテナを固有番号により識別するための管理方法 | |
| ⑤ コンテナに取り付けられた安全承認板 | |
| 3. 次に掲げる事項を記載した書類 | 1 部 |

(ただし、当該書類については管海官庁は必要に応じて提出させることとする。)

- ① 会社全般に関する事項
 - (a) 会社の沿革及び概要
 - (b) 資本金、定款及び役員名
 - (c) 社内機構図(保守点検に係る管理体制を明確に示すもの)
 - (d) 会社の全従業員数
- ② 保守点検を外部より委託を受けて行う場合は、その相手会社との契約内容(契約書の写しを含む。)
- ③ コンテナの保有個数(又は委託を受けたコンテナの個数)(種類ごとに記載したもの)
- (2) 規則第60条の4第4項に基づくコンテナの保守点検方法の変更の承認に係る提出書類は次のとおりとする。
 - 1. コンテナ保守点検方法変更承認申請書(第2号様式) 1部
 - 2. (1)2に掲げる事項のうち変更しようとする事項を記載した書類 2部
- (3) 規則第60条の4第5項に基づくコンテナの保守点検計画等の承認に係る提出書類は次のとおりとする。
 - 1. コンテナ保守点検計画等承認申請書(第3号様式) 1部
 - 2. 次に掲げる事項を記載した書類 2部
 - ① 保守点検計画
 - ② 点検基準(点検項目及び判定基準)
 - ③ 保守点検記録及び保守点検に必要なコンテナの構造及び強度等に関する書類の管理方法
 - ④ 保守点検の対象となる全てのコンテナを固有番号により識別するための管理方法
 - ⑤ 保守点検計画に従った保守点検実施体制
 - ⑥ 保守点検計画等がコンテナの安全性を保持するために有効であることを定期的に検証するための手順
 - ⑦ コンテナに取り付けられた安全承認板
 - 3. 次に掲げる事項を記載した書類 1部

(ただし、当該書類については、管海官庁は必要に応じて提出させることとする。)

 - ① 保守点検を外部より委託を受けて行う場合は、その相手会社との契約内容(契約書の写しを含む。)
 - ② コンテナの保有個数(又は委託を受けたコンテナの個数)(種類ごとに記載したもの)
 - ③ 当該保守点検計画に準ずる計画に従った保守点検の実施の実績
- (4) 規則第60条の4第5項のコンテナの保守点検計画等の変更の承認に係る提出書類は次のとおりとする。
 - 1. コンテナ保守点検計画等変更承認申請書(第4号様式) 1部
 - 2. (3)2に掲げる事項のうち変更しようとする事項を記載した書類 2部

第3(審査基準)

管海官庁が、第2に掲げる書類の審査をする場合の基準は次のとおりとする。

- (1) 規則第60条の4第4項に基づくコンテナの保守点検方法の承認及び当該方法の変更の承認に係る管海官庁の承認基準は別紙1の「コンテナ保守点検方法承認基準」のとおりとする。
- (2) 規則第60条の4第5項に基づくコンテナの保守点検計画等の承認及び当該計画等の変更の承認に係る管海官庁の承認基準は別紙2の「コンテナ保守点検計画等承認基準」のとおりとする。

第3の2(保守点検計画等の承認の有効期限)

コンテナの保守点検計画等の承認の有効期限は10年とする。

第4(承認書)

- (1) 規則第60条の4第4項に基づきコンテナの保守点検の方法を承認する場合は、コンテナ保守点検方法承認書(第5号様式)を交付する。
- (2) 規則第60条の4第4項に基づきコンテナの保守点検の方法の変更を承認する場合は、コンテナ保守点検方法変更承認書(第6号様式)を交付する。
- (3) 規則第60条の4第5項に基づきコンテナの保守点検計画等を承認する場合は、コンテナ保守点検計画等承認書(第7号様式)を交付する。
- (4) 規則第60条の4第5項のコンテナの保守点検計画等の変更を承認する場合は、コンテナ保守点検計画

等変更承認書(第8号様式)を交付する。

第5(雑則)

- (1) コンテナの保守点検の方法又はコンテナの保守点検計画等のいずれか一方の承認を受けた者に対し、他方の承認を行う場合、同一のコンテナ所有者に対し双方の承認を行う場合又は双方の承認を受けた者に対し、いずれか一方又は双方の変更の承認を行う場合の手続は、第1によるほか、次のとおりとする。
 1. 管海官庁は、コンテナの保守点検の方法及びコンテナ保守点検計画等の両方法が円滑に運用できる旨を証明する書類を添付させることとする。
 2. 管海官庁は、当該両方法が円滑に運用できることを確認することとする。
- (2) コンテナの保守点検の方法又はコンテナの保守点検計画等の変更を承認する場合の手続は、すべて当該方法又は当該計画等を承認した管海官庁において行うこととする。
- (3) コンテナの保守点検の方法又はコンテナの保守点検計画等を承認した管海官庁は、その旨を検査測度課長に報告すること。変更を承認した場合も同様とする。

附 則(平成23年12月21日)

- (1) 国際航海に従事しない船舶のみに積載されるコンテナの保守点検については、改正後の記第2(提出書類)のうち(1)2.④並びに(3)2.④及び⑥による書類の提出の規定並びに改正後の記第3の2(保守点検計画等の承認の有効期限)の規定は、当面の間、これを適用しない。
- (2) 施行日前に承認されたコンテナの保守点検計画等について施行日以後初めて変更承認するときは、前項によるものを除き、保守点検計画等の承認の有効期限を附すこと。この際、有効期限は、施行日又は前項によらないこととなった日のいずれか遅い日から10年とすること。

第1号様式

コンテナ保守点検方法承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

当社が所有する(当社が-----より委託を受けて保守点検を行う)コンテナの保守点検の方法について、別紙のとおり船舶安全法施行規則第60条の4第4項の承認を受けたいので、申請します。

(注)氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第2号様式

コンテナ保守点検方法変更承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

船舶安全法施行規則第60条の4第4項の承認を受けたコンテナの保守点検の方法について、変更したいので下記のとおり申請します。

記

1. 変更しようとする事項
2. 変更の理由

(注)氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

コンテナ保守点検計画等承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

当社が所有する(当社が-----より委託を受けて保守点検を行う)コンテナの保守点検計画及び当該計画に従って保守点検を行う能力について、別紙のとおり船舶安全法施行規則第 60 条の 4 第 5 項の承認を受けたいので、申請します。

(注)氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

コンテナ保守点検計画等変更承認申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名

印

船舶安全法施行規則第 60 条の 4 第 5 項の承認を受けたコンテナの保守点検計画及び当該計画に従って保守点検を行う能力について変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1. 変更しようとする事項
2. 変更の理由

(注)氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

第 5 号様式

第 号

コンテナ保守点検方法承認書

殿

年 月 日付けをもって申請のあった別紙「コンテナの保守点検の方法」については、船舶安全法施行規則第 60 条の 4 第 4 項の規定により承認する。

年 月 日

管海官庁 印

第 6 号様式

第 号

コンテナ保守点検方法変更承認書

殿

年 月 日付けをもって申請のあった別紙「コンテナの保守点検の方法の変更」については、承認する。

年 月 日

管海官庁 印

第 7 号様式

第 号

コンテナ保守点検計画等承認書

殿

年 月 日付けをもって申請のあった別紙「コンテナの保守点検計画等」については、船舶安全法施行規則第 60 条の 4 第 5 項の規定により承認する。

なお、承認の有効期限は 年 月 日までとする。

ただし、当該コンテナの保守点検計画等を変更する場合には、管海官庁の承認を受けること。

年 月 日

管海官庁 印

第 8 号様式

第 号

コンテナ保守点検計画等変更承認書

殿

年 月 日付けをもって申請のあった別紙「コンテナの保守点検計画等の変更」については、承認する。

年 月 日

管海官庁 印

コンテナ保守点検方法承認基準

1. 保守点検の実施要領については、以下の基準に従うことを要する。
 - (1) 定期的に保守点検を行うための方法が規定されていること。また、定期的保守点検を行った際には次回保守点検時期を安全承認板上又はその付近に標示するものであること。
 - (2) 保守点検を行うための組織及び責任体制を有していること。
 - (3) 保守点検に必要な施設及び設備によって、保守点検が行われるものであること。
 - (4) コンテナの構造・強度上安全を阻害するような欠陥があるかどうかを判断するために必要な知識及び経験を明らかにするものであり、十分な知識及び経験を有する者に保守点検を行わせるものであること。
 - (5) 定期的に行う保守点検の間にトップサイドレール、ボトムサイドレール、コーナーポスト、ヘッダー、シル等の取替、切継ぎその他の大修理を行ったコンテナについて臨時点検を行うものであること。
 - (6) コンテナの安全性を保持するため、設計仕様上、通常の点検基準によることができない特殊なコンテナについての取扱いを定めたものであること。
 - (7) リースコンテナについて通常の点検基準によらないこととする場合の取扱いを定めたものであること。
2. 点検基準は次のとおりとする。
 - (1) コンテナの構造材料及び用途により、次のいずれかの点検項目及び判定基準に従うことを要する。

ただし、アルミ製冷凍コンテナの点検基準として IICL (Institute of International Container Lessors) が定める「GENERAL GUIDE FOR REFRIGERATED CONTAINER INSPECTION AND REPAIR - SECOND EDITION (1996)」に従い点検を行う旨定められている場合、又は鋼製コンテナの点検基準として IICL が定める「GUIDE FOR CONTAINER EQUIPMENT INSPECTION - FIFTH EDITION (IICL-5)」に従い点検を行う旨定められている場合には、それぞれ次の①又は③に従うものとして取り扱うことで差し支えない。

 - ① アルミ製コンテナに係る点検項目及びその判定基準は表 1 による。
 - ② アルミ製タンクコンテナに係る追加点検項目及びその判定基準は表 2 による。
 - ③ 鋼製コンテナに係る点検項目及びその判定基準は表 3 による。
 - (2) 通常の点検基準によることができない特殊なコンテナについては、コンテナメーカーから示される技術基準によって規定されるコンテナの安全性を保持するに十分に妥当な点検項目及び判定基準
 - (3) 通常の点検基準によらないこととするリースコンテナについて、コンテナの安全性を保持するに十分に妥当な点検項目及び判定基準
3. 保守点検記録、保守点検に必要な構造、強度等に関する書類等の管理方法
 - (1) 保守点検記録として保管すべき項目
 - ① コンテナの固有番号
 - ② 保守点検を行った日
 - ③ 保守点検を行った者
 - ④ 保守点検を行った部署と場所
 - ⑤ 保守点検の結果
 - ⑥ 次回保守点検日
 - (2) 少なくとも前回及び前々回の定期的保守点検の実施に関する記録が適切に保管されるものであり、また、臨時点検の実施に関する記録は少なくとも次回の定期的保守点検時まで保管されるものであること。
 - (3) 保守点検に必要な構造、強度等に関する書類その他の資料が適切に管理保存されるものであること。
4. 保守点検の対象となる全てのコンテナを固有番号により識別するための管理方法は、最新の対象コンテナ全てを示すことができるものであること。
5. コンテナに取り付けられた安全承認板に関し、次のとおりとする。

- (1) コンテナに附される全ての最大総重量の標示は、安全承認板に記載される最大総重量の値と一致させるものであること。
- (2) 以下の場合、コンテナに取り付けられた安全承認板が取り外されるものであること。
 - ① 使用しないこととされたコンテナの場合
 - ② 保守点検しないこととされたコンテナの場合
 - ③ 指定された最大総重量、最大積重ね荷重若しくはラッキング試験荷重値、端壁強度又は側壁強度に影響を及ぼすような改造が行われたコンテナの場合
 - ④ 保守点検に係る承認が取り消された場合

6. 適用除外

国際航海に従事しない船舶のみに積載されるコンテナの保守点検については、1.(4)(必要な知識及び経験を明らかにするものである規定の部分に限る。)、(6)及び(7)、2.(2)及び(3)、3.(1)並びに 4.の規定は、当面の間、これを適用しない。

表 1 アルミ製コンテナに係る点検項目及びその判定基準

番号	点検項目	判定基準
1	ドア本体及びその開閉装置(金具類を含む。)	各部に損傷又は部品の欠落がなく、ドアの開閉及び施錠が円滑にできること。
2	サイドパネル ／フロントパネル ／ルーフパネル	破損、重度の凹凸又は著しい腐食がないこと。 [例]① 破孔がないこと。 ② 凹凸は他の強度部材に影響しないこと。 ③ 腐食部分は、ハンマリングを行い、欠損を生じないこと。 ④ 取付けリベットに折損又は緩みがないこと。
3	クロスメンバー	ウェブに著しい曲がり(下部に著しく突出している場合を含む)、亀裂又は腐食がないこと。 [例]① ウェブに 30mm 以上の曲がりがないこと。 ② ウェブに亀裂がないこと。 ③ フランジ部にウェブに到達する亀裂がないこと。 ④ 床板のタッピングスクリューが外れる損傷がないこと。 ⑤ 下部すみ金具の下面より突出している曲がりがないこと。 ⑥ 特に部材寸法に余裕がある場合を除き、腐食により部材の重要な箇所断面全体の板厚が原寸の 10%以上減少していないこと
4	フォークポケット ／トンネルリセス	著しい損傷又は腐食がないこと。 [例]① 切損、破孔又は溶接部に亀裂がないこと。 ② フォークポケットの亀裂又は床板からの離脱がないこと。 ③ 腐食については、3[例]⑥と同じ。
5	すみ金具	亀裂、著しい変形又は腐食がないこと。
6	コーナーポスト	亀裂、著しい凹み、溶接部の亀裂又は著しい腐食がないこと。 [例]① 深さ 20mm 以上の凹みがないこと。 ② 亀裂(溶接部の亀裂を含む。)がないこと。 ③ 腐食については、3[例]⑥と同じ。
7	トップサイドレール	破損、亀裂、腐食等の損傷又は著しい変形がないこと。 [例]① サイドポスト間において 20mm 以上の変形がないこと。 ② 周縁部の小さな損傷(擦傷、凹み、めくれ等)を除き、破損又は亀裂がないこと。 ③ 腐食については、3[例]⑥と同じ。
8	ボトムサイドレール	破損、亀裂、腐食等の損傷又は著しい変形がないこと。 [例]① クロスメンバー間において 20mm 以上の変形がないこと。 ② 周縁部の小さな損傷(擦傷、凹み、めくれ等)を除き、破損又は亀裂がないこと。 ③ 腐食については、3[例]⑥と同じ。
9	フロントヘッダー ／フロントシル	破損、亀裂、腐食等の損傷又は著しい変形がないこと。 [例]① 20mm 以上の局部的凹みがないこと。 ② 亀裂(溶接部の亀裂を含む。)がないこと。 ③ 腐食については、3[例]⑥と同じ
10	リアヘッダー ／ドアシル	破損、亀裂、腐食等の損傷又は著しい変形がないこと。 [例]9 と同じ
11	ルーフボウ	著しい曲がり、部品の欠落又はトップトップサイドレールからの脱落がないこと。 [例]① 30mm 以上の曲損がないこと。
12	サイドポスト	著しい曲がり、部品の欠落、トップサイドレール又はボトムサイドレールからの脱

		落がないこと。 [例]① 外法寸法を超える曲がり又は 20mm 以上の凹みがないこと。
13	フロントポスト	著しい曲がり、部品の欠落、フロントヘッダー又はフロントシルからの脱落がないこと。 [例]① 外法寸法を超える曲がり又は 20mm 以上の凹みがないこと。
14	床部	床部の折損又はタッピングスクリューの脱落がないこと。 [例]① 床板の浮き上がりがないこと。 ② 折損、板厚方向に貫通した割れ、剥離又は破孔がないこと。 ③ クロスメンバー1 本当たりで使用される数の 1/3 以上のタッピングスクリューが浮き又は脱落していないこと。
15	その他の部材	破損等異常のないこと
16	ボトムサイドレールとクロスメンバーとの取合部	リベットの欠損若しくはゆるみ又は溶接部の亀裂若しくは腐食がないこと。 異種金属間において各部材に著しい腐食がないこと。 [例]① T-クリップとの取合のリベットが欠損していないこと。 ② 合わせ目に腐食によるすきまが生じていないこと。
17	ボトムサイドレールとサイドポストとの取合部	(16 と同じ) [例]① ボトムサイドレールとサイドポストとの取合のリベットが欠損していないこと。 ② 腐食については 16[例]②と同じ。
18	トップサイドレールとサイドポストとの取合部	(16 と同じ) [例]① トップサイドレールとサイドポストとの取合のリベットが欠損していないこと。 ② 腐食については 16[例]②と同じ。
19	ガゼットとボトムサイドレール/トップサイドレールとの取合部	(16 と同じ) [例]① ガゼットとレールとの取合のリベットが欠損していないこと。 ② 腐食については 16[例]②と同じ
20	フロントヘッダーとフロントポスト(フロントパネル)との取合部	(16 と同じ) [例]① フロントヘッダーとフロントポストとの取合のリベットが欠損していないこと。 ② 腐食については 16[例]②と同じ
21	トップサイドレールとルーフパネルとの取合部	(16 と同じ) [例]① リベットが連続して 3 本以上又は全体で 6 本以上欠損していないこと。 ② 腐食については 16[例]②と同じ
22	修理箇所	適切な補修材及び修理方法で復元され、その結果が良好であること。 [例]① トップサイドレール/ボトムサイドレール/フロントヘッダーのパッチ当て (イ) 補修材の材質及び板厚が適切であること。 (ロ) リベットの材質及び寸法が適切であること。 ② コーナーポストの修理 (イ) ダブリングは適切に曲損箇所を覆っていること。 (ロ) コーナーポストのコーナー部に上下方向の溶接をしていないこと。 ③ 構成部材の取替え (イ) 強度及び材質が原部材と同等のものであること。 (ロ) 取替え工事が適切であること。
23	CSC プレート	証印及び刻印が明瞭なプレートが確実に取り付けられていること。
24	その他のマーキング	① 自重、最大総重量等の表示が明瞭であること。 ② フォークポケットが空用と実入り用に区別して設けられている場合にはその使用表示が明瞭であること。
〈注意事項〉		コーナーポストにおいて、すみ金具から 300mm 程度の間にある曲がり又は凹みによる変形は、すみ金具との溶接部に重大な損傷が生じている可能性があるため、特に入念な点検を行なうこと。

	<p>また、トップサイドレール又はボトムサイドレールにおいて、すみ金具から 250mm 程度の間にある曲がり又は凹みによる変形も、同様の理由により入念な点検を行なうこと。</p>
--	---

表 2 アルミ製タンクコンテナに係る追加点検項目及びその判定基準

番号	点検項目	判定基準
1	タンク本体外部	<p>破損、重度の凹み、著しい腐食がないこと。 ただし、ライニングを施してあり、内部からタンク本体を点検できる場合にはライニングに異常がないこと。</p> <p>[例]① 破口、亀裂がないこと。 ② 20mm 以上の局部的凹みがないこと。 ③ 腐食により断面全体の板厚が原寸の 10%以上減少していないこと。 ④ 漏洩がないこと。</p>
2	タンク本体内部	<p>タンク本体外部に準ずる。 この場合において、「内部からタンク本体を点検できる場合には」を「外部からタンク本体を点検できる場合には」と読み替えるものとする。</p>
3	はしご・歩み板	<p>亀裂、著しい変形又は腐食がないこと。</p>
4	支持台・支柱	<p>亀裂、著しい変形又は腐食がないこと。</p> <p>[例]① ウェブ、フランジの 30mm 以上の曲がりがないこと。 ② 腐食により断面全体の板厚が原寸の 10%以上減少していないこと。</p>
5	仕切板	<p>亀裂、著しい変形又は腐食がないこと。</p> <p>[例]① 溶接部に亀裂がないこと。 ② 腐食はハンマリングを行ない欠陥を生じないこと。 ③ 亀裂を伴う変形がないこと。</p>
6	支持台、支柱、附着品 (弁座等)とタンク本体 及びコンテナフレームと の取合部	<p>亀裂、著しい腐食、その他の異常がないこと。</p> <p>[例]① 溶接部に亀裂がないこと。 ② ボルトの弛みがないこと。 ③ パッキングの著しい劣化がないこと。</p>
7	安全弁、排出口及びマンホール	<p>作動が円滑であること。 漏洩の痕跡、著しい腐食等の異常がないこと。</p> <p>[例]① 止め弁の作動が円滑であること ② マンホールの閉鎖が有効であること。</p>

表 3 鋼製コンテナに係る点検項目及びその判定基準

番号	点検項目	判断基準	対応する基準
1	ドア本体及びその開閉装置(金具類を含む)	① 構成部材又はその溶接箇所(破孔、切損又は亀裂)がないこと。 ② ドア部品及び金具類。欠落又は緩みがないこと。 ③ ISO 外のり寸法を超える曲がり凹み等による変形がないこと。 ④ 固縛、固着、その他変形等によりドアの開閉又は安全性に支障を生じていないこと。	IICL-5 /TABLE 5.4
2	サイドパネル /フロントパネル /ドアパネル /ルーフパネル	① 構成部材又はその溶接箇所(破孔、切損又は亀裂)がないこと。 ② ISO 外のり寸法を超える曲がり、凹み等による変形がないこと。 ③ マーキングパネルの平面又はコルゲーションの内面に、深さ 35mm 以上の曲がり、凹み等の変形がないこと。 ④ ドアパネルに深さ 35mm 以上の曲がり、凹み等の変形がないこと。 ⑤ 内のり寸法が 50mm 以上減少する湾曲による変形がないこと。	IICL-5 /TABLE 5.3 /TABLE 5.4 /TABLE 5.5
3	クロスメンバー /フォークポケット/トンネルリセス/それらのトッププレート等	① 構成部材又はその溶接箇所(破孔、切損又は亀裂)がないこと。 ② 外法寸法を超える曲がり、凹み等による変形がないこと。 ③ 部材、タッピング類の欠落、欠損又は弛みがないこと。 ④ ウェブに深さ 50mm 以上の曲がり、凹み等の変形がないこと ⑤ ボトムフランジの変形又は損傷による切損又は亀裂がウェブに達していないこと。 ⑥ トップフランジ又はトッププレートが曲がり、凹み等の変形によってコンテナの内部に 50mm 以上張り出していないこと。 ⑦ トップフランジの接触面が床板下面から 10mm 以上離れていないこと。	IICL-5 /TABLE 5.7
4	すみ金具	亀裂、著しい変形がないこと。	IICL-5 /TABLE 5.1
5	全てのコーナーポスト(Jバーを含む)	① 構成部材又はその溶接箇所(破孔、切損又は亀裂)がないこと。 ② 外法寸法を超える曲がり、凹み等による変形がないこと。 ③ 長さ又は位置に係わらず、曲がり、凹み等による深さ 25mm 以上の変形がないこと。 ④ 長さ又は位置に係わらず、1本のポスト上に各々深さ 15mm 以上の凹みが 2カ所以上ないこと。 ⑤ ドアの完全な開閉(270度)に支障のないこと。	IICL-5 /TABLE 5.2
	<注意事項>	すみ金具から 300mm 程度の間にある曲がり又は凹みによる変形は、すみ金具との溶接部に重大な損傷を生じている可能性があるため、特に入念な点検を行なうこと。	IICL-5 /TABLE 5.1
6	全てのレール(サイドレール、ヘッダー、シルを含む)	① 構成部材又はその溶接箇所(破孔、切損又は亀裂)がないこと。 ② 外法寸法を超える曲がり、凹み等による変形がないこと。	IICL-5 /TABLE 5.1
	トップサイドレール(フラットバータイプ)	深さ 25mm 以上の曲がり、凹み等による変形がないこと。	

	トップサイドレール(ボックスタイプ)	深さ 30mm 以上の曲がり、凹み等による変形がないこと。	
	トップサイドレール(オープントップタイプコンテナ)	深さ 50mm 以上の曲がり、凹み等による変形がないこと。	
	フロントヘッダー	深さ 25mm 以上の曲がり、凹み等による変形がないこと。 (ヘッダーエクステンションプレート又はコーナープロテクションプレートを除く)	
	リアヘッダー	深さ 35mm 以上の曲がり、凹み等による変形がないこと。 (ヘッダーエクステンションプレート又はコーナープロテクションプレートを除く)	
	ボトムサイドレール/フロントシル/ドアシル	① ウェブに深さ 50mm 以上の曲がり、凹み等による変形がないこと。 ② フランジの曲がり、凹み等による変形に切損又は亀裂を伴わないこと。	
	<注意事項>	トップサイドレール又はボトムサイドレールにおいて、すみ金具から 250mm 程度の間にある曲がり又は凹みによる変形は、すみ金具との溶接部に重大な損傷を生じている可能性があるため、特に入念な点検を行なうこと。	IICS-5 /TABLE 5.1
7	ルーフボウ /ヘッダーエクステンションプレート/コーナープロテクションプレート	① 構成部材又はその溶接箇所に損傷(破孔、切損又は亀裂)がないこと。 ② 外法寸法を超える曲がり、凹み等による変形がないこと。 ③ ルーフボウのいずれの方向にも 50mm 以上の曲り、凹み等の変形がないこと。 ④ ヘッダーエクステンションプレート及びコーナープロテクションプレートに内のり寸法が 50mm 以上減少する曲り、凹み等の変形がないこと。	IIICL-5 /TABLE 5.5
8	床部(スレッシュホールドプレート、センタースペースを含む)	① 床材(単板、合板、集合材)に、強度上有害と思われる貫通孔、亀裂、剥離、欠損、隙間等がないこと。 ② 構成部材又はその溶接箇所に損傷がなく、タッピング類の脱落、弛み、突出等がないこと。 ③ 床面に深さ 15mm 以上又は深さ 5mm 以上幅 150mm 以上の条溝がないこと。 ④ 床面に 5mm 以上の段差が生じていないこと。	IIICL-5 /TABLE 5.6
9	溶接部	① 亀裂又は穴あきがなく、水密性を保っていること。 ② 段差、クレーター、アンダーカット等の溶接欠陥がないこと。 ③ 歪みがなく、溶接寸法が適正であること。	IIICL-5 /TABLE 5.1-5.7
10	腐食	① 腐食による破孔、亀裂、隙間を生じていないこと。 ② 構成部材の強度に影響を及ぼす著しい腐食がないこと。	IIICL-5 /TABLE 5.1-5.7
11	修理箇所	適切な補修材及び修理方法で復元され、その結果が良好であること。 ① 全てのレール類及びコーナーポストの修理 (イ) 補修材の材質及び板厚が適切であること。 (ロ) インサートが完全で、曲損箇所を充分カバーし、かつ、修理方法が適切であること。	IIICL-5 /TABLE 5.1-5.7

		<p>(ハ) すみ金具からのインサート、セクションは強度上適切な寸法であること。</p> <p>② 構成部材の取替え</p> <p>(イ) 強度及び材質が原部材と同等のものであること。</p> <p>(ロ) 取替え工事が適切であること。</p>	
12	CSC プレート	証印及び刻印が明瞭に附されたプレートが確実に取り付けられていること。	IIICL-5 /TABLE 5.9
13	その他のマーキング	<p>① 自重、最大総重量等の表示が明瞭であること。</p> <p>② フォークポケットが空用と実入り用に区別して設けられている場合には、その使用表示が明瞭であること。</p>	IIICL-5 /TABLE 5.9

コンテナ保守点検計画等承認基準

1. 保守点検計画については、以下の基準に従うことを要する。
 - (1) コンテナの日常点検(外観点検)がコンテナターミナルにおけるゲートチェック等により行われるものであること。
 - (2) コンテナの修理、再生又は貸借の変更時にコンテナ全体(外観及び内部)について保守点検が行われるものであること。
 - (3) (2)の保守点検の実施状況が常に把握されるものであり、かつ、規定の期間内(最長2年6月とする。)に(2)の保守点検が行われないコンテナについて保守点検を行うための措置が規定されていること。
 - (4) 「J ACEP」の標示について規定されていること。
 - (5) 保守点検を実施するための組織及び責任体制を有していること。
 - (6) 保守点検に必要な施設及び設備によって、保守点検が行われるものであること。
 - (7) コンテナの構造強度上安全を阻害するような欠陥があるかどうかを判断するために必要な知識及び経験を明らかにするものであり、十分な知識及び経験を有する者に保守点検を行わせるものであること。
 - (8) コンテナの安全性を保持するため、設計仕様上、通常の点検基準によることができない特殊なコンテナについての取扱いを定めたものであること。
 - (9) リースコンテナについて、通常の点検基準によらないこととする場合の取扱いを定めたものであること。
2. 点検基準については、以下の基準に従うことを要する。

別紙1の2に同じ。
3. 保守点検記録、保守点検に必要なコンテナの構造強度等に関する書類等の管理方法については、以下の基準に従うことを要する。

別紙1の3に同じ((1)⑥を除く)。
4. 保守点検計画に従った保守点検実施体制については、以下の基準に従うことを要する。

保守点検計画に従った保守点検の実施体制を有していること。
5. 保守点検の対象となる全てのコンテナを固有番号により識別するための管理方法は、最新の対象コンテナ全てを示すことができるものであること。
6. 保守点検計画等に、保守点検の対象として追加するコンテナについて安全性の観点から許容される程度及び確認手順が明確にされていること。
7. 保守点検計画等を定期的に検証するための手順については、以下の基準に従うことを要する。
 - (1) 少なくとも10年に1度、検証を行うものであること。
 - (2) 検証により確認された不適合事象の是正処置及び予防処置の手順を定めること。
8. コンテナに取り付けられた安全承認板に関し、次のとおりとする。

別紙1の5に同じ。
9. 適用除外
国際航海に従事しない船舶のみに積載されるコンテナの保守点検については、1.(7)(必要な知識及び経験を明らかにするものである規定の部分に限る。)、(8)及び(9)、2.で準用する別紙1の2.(2)及び(3)、3.で準用する別紙1の3.(1)並びに5から7までの規定は、当面の間、これを適用しない。